

富里市夏季の高温対策支援事業補助金交付要綱

(令和6年3月18日告示第31号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、異常高温等の気候変動による農作物等の生産量及び品質の低下を軽減するための効果的な資材の導入によって適応技術の普及を促進することにより、生産地としての維持発展を図ることを目的として、富里市夏季の高温対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 認定農業者又はこの要綱に基づく事業（以下「事業」という。）を実施し3年以内に認定農業者になることが見込まれる者若しくは認定新規就農者

イ 本市の住民基本台帳に記載されている個人事業主である農業者

ウ 定款において市内に主たる事務所の所在地を置いている農業生産法人又は農事組合法人

(2) 販売又は出荷をする目的で、夏季に園芸用大型パイプハウスを使用して、野菜又は花きの栽培を行う者

(3) 事業実施の前年度に夏季の高温により被害を受けた品目又は夏季の高温対策のために当該前年度から変更された品目であること。

(4) 夏季の高温の影響が出る期間における対象品目の収量が、目標年度において事業実施の前年度のおおむね10パーセント以上増加する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。
（交付申請）

第4条 事業主体は、規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業の着手前までに、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 富里市夏季の高温対策支援事業事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 見積書
- (3) 見取図
- (4) 設計図

（交付の決定）

第5条 市長は、前条に規定する交付申請があつたときは、速やかに内容を審査し、適正と認めた場合は、規則第8条の規定により通知するものとする。
（実績報告）

第6条 事業主体は、補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に富里市夏季の高温対策支援事業実施成果報告書（別記第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めた場合は、規則第16条の規定により通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 事業主体は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 事業主体は、規則第19条の規定により補助金を概算払又は前金払により交付を受けようとするときは、補助金等概算払(前金払)等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体)とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

| 補助対象経費 | 施設等区分 | 補助率 |
|---|--|-------------------------|
| 異常高温等による農作物等の生産量や品質の低下を軽減するための効果的な資材及び設備の整備費用 | (1) 遮光ネット (2) 土壌水分測定器 (3) 換気用天窓 (4) 自動温度調節換気扇 | 事業費の3分の1以内 (1円未満切捨て) |